

令和5年4月から 景観形成重点地区に「知覧麓地区」を指定しました

景観に配慮したまちづくりを進めるため、知覧武家屋敷周辺の上郡・水垂地区約71.9haにおいて、地域の特性を活かした景観形成のルールを定めました。

これにより、知覧麓地区内で下記の行為を行う場合は、事前に届け出る必要があります。(届出制度に関しては、令和5年6月1日から運用開始)

※南九州市景観計画の届出対象とは一部、規模・要件が異なります。

○届出が必要となる行為の種類等

分類	行為の種類	規模・要件
建築物	新築、増築、改築又は移転	高さが10mを超えるもの 延べ床面積が10㎡を超えるもの
工作物	新築、増築、改築又は移転	煙突、鉄柱、木柱など、高さ2m超のもの 〔フェンス、板塀、擁壁、ブロック塀については、 道路その他の公共の場所から見えるすべてのもの〕
		太陽電池発電設備・・・すべてのもの（伝建地区内は原則設置不可）
		風力発電設備・・・原則として設置不可
上記建築物・工作物の要件等を満たすもの	外観変更を伴う修繕、模様替え、色彩の変更	すべてのもの（除却を含む）
開発行為	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	開発面積が100㎡以上のもの
土地の開墾等	土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘、土地の形質の変更	行為面積が100㎡以上のもの
木竹の伐採及び植栽		地域森林計画の対象となっている森林で、3,000㎡以上のもの
生垣の伐採及び植栽		道路その他の公共の場所から見えるもの
屋外における物件の堆積	土石、廃棄物、再生資源等の堆積	面積100㎡以上で高さが1.5m以上かつ仮置き期間が30日以上
屋外広告物	新設又は意匠色彩の変更	すべて（事前協議） 〔鹿児島県屋外広告物条例による許可申請が必要なものでも 事前協議が必要です〕

※ 届出様式及び添付書類などは南九州市のホームページからダウンロードできます。

ご不明な点や景観に関する情報などございましたら都市政策課までお問い合わせください。



[問] 知 都市政策課 都市計画係

国民健康保険の必要な手続き

(1) 加入するとき、やめるとき、届け出を忘れずに!

国民健康保険(国保)には、職場の健康保険などに加入している人、後期高齢者医療制度に加入している人、生活保護を受けている人以外の全ての人加入しなければなりません。

◎こんなときは、14日以内に必ず届け出をしましょう

	こんなとき	届け出に必要なもの 全ての届け出にはマイナンバー が確認できるものが必ず必要です
国保に加入するとき	他の市区町村から転入した	他の市区町村の転出証明書
	職場の健康保険をやめた	職場の健康保険をやめた証明書
	職場の健康保険の被扶養者から外れた	被扶養者から外れた証明書
	国保の被保険者の子どもが生まれた	保護者の保険証
	生活保護を受けなくなった	保護廃止決定通知書
国保をやめるとき	他の市区町村に転出する	保険証
	職場の健康保険に入った、または、職場の健康保険の被扶養者になった	国保と職場の健康保険の両方の保険証(後者が未交付の場合は、加入したことを証明するもの)
	国保の被保険者が死亡した	保険証
	生活保護を受けるようになった	保険証・保護開始決定通知書

※その他、南九州市内で住所が変わったとき、世帯主や氏名が変わったときも届け出が必要です。

(2) 学(マル学)被保険者証の交付について

～市外の高校(学生寮など)・専門学校・大学へ進学される方へ～

国民健康保険は原則住所地での加入となりますが、修学を目的として転出する(している)方や市外の寮や下宿などに住所地を移す方には、届け出をすることで南九州市の国民健康保険被保険者証を交付します。

ただし、経済的に独立した生活を行っている方を除きます。

【届け出に必要なもの】

- 国民健康保険被保険者証(現在お持ちの保険証)
- マイナンバーが確認できるもの
- 在学証明書(※)

※在学証明書は、修学先の学校などから4月以降にお取り寄せの上、必ず原本をお持ちください。不備があると手続きできません。



[担当] 川 健康増進課 保険係 顔・知 支所 市民生活係

新たに健康保険に加入された方・加入する方へ

国保の保険証は使えなくなります!

職場の健康保険への加入後や健康保険の被扶養者認定を受けた後、新しい保険証が届くまでに時間がかかることがあります。国民健康保険証が使用できるのは「新しい保険証が手元に届く日まで」ではなく「資格取得日の前日まで」です。

保険証が手元に届いていない場合、マイナンバーカードを保険証と連携されている方は、カードリーダーのある医療機関で医療保険の資格確認が可能です。

[担当] 川 健康増進課 保険係 顔・知 支所 市民生活係

令和5年5月から温泉施設の利用料金が変わります！

対象の施設

えい中央温泉センター えい別府温泉センター
 知覧温泉センター ふれあいセンターわくわく川辺

主な改正内容

	現行料金	令和5年 5月1日から
大人（12歳以上）	390円	420円
回数券（11枚）	3,900円	4,200円
65歳以上または障害者 ^{※1}	220円	250円
回数券（11枚）	2,200円	2,500円
中人（6～11歳）	150円	150円
小人（1～5歳）	80円	80円
1歳未満	0円	0円
（えい中央温泉のみ） セット料金	770円	800円



※1）左記の障害者は、身体障害者手帳（1～5級）、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳所持者、その方々の入浴を介助する者も含みます。該当者は、市役所の窓口にて温泉センター入浴割引券の交付申請をしてください。

[問] 福祉課 社会福祉係
 顯・知 支所 福祉係

行政への相談ごと、ありませんか？

毎日の暮らしの中で、役所などの仕事や行政サービスなどに対して、疑問・苦情や意見などはありませんか。

総務大臣委嘱の市行政相談員が皆さまの相談に応じます。

相談は無料で、秘密は固く守られます。

行政相談員

齊藤 耕太郎 ☎ 0993-38-1815
 福田 晃己 ☎ 0993-76-8325
 峠坂 洋昭 ☎ 0993-78-3621

毎月、知覧老人福祉センターと市民交流センターひまわり館で行政相談を行っています。詳しい日時は、広報紙の暮らしのカレンダーや市HPなどでご確認ください。

[問] 知 総務課 行政係

特設人権相談所の開設

特設人権相談所は、家庭内（結婚、夫婦、親子、相続）や隣近所のもめごとなど、日々の暮らしの中で起こるさまざまな人権に関する問題について、人権擁護委員が相談をお受けします。

予約は不要で、相談は無料。秘密は固く守られます。

日時 = 5月9日（火）午前10時～午後3時
 場所 = 市民交流センターひまわり館

[問] 鹿児島地方法務局知覧支局
 ☎ 0993-83-2208

性別に関わらず、どなたでも相談できます。（秘密は固く守られます。）

男女共同参画
 電話相談

0993
 83-2511

受付時間：平日9:00～17:00

「家庭のことで悩んでいる」、「DVのことで」、「人間関係がうまくいかない」
 「子育てに疲れてしまった」、「ジェンダー、性別のことで悩んでいる」

匿名でのご相談もお受けします。まずはご相談ください。